

2021年1月8日

学生各位

学長 祖父江 憲治

緊急事態宣言の発令に係る注意喚起について【通知】

政府は、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言の再発令を決定しました。発令対象は、1都3県としているものの感染状況の拡大は首都圏に留まっているものではなく、本県においても感染者が連日報告されている状況です

併せて全国的にイベントが催される時節柄、それに伴う密集や会食などによる感染リスクの高まりを懸念しております。

本学としては、緊急事態宣言の重大さを鑑み、これまでの対応方針の遵守を強く望み、特に下記事項に留意するよう通知します。

記

- 首都圏（主に1都3県）への不要不急の外出は自粛すること。
- やむを得ず岩手県外へ外出する際は、外出届を提出すること。
- 「べからず5か条（集合・近接・接触・共有・飛沫発生）」を避けること。

以上